

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

平成26年度第5回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会資料2-②

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

保険料基準額に対する割合		保険料基準額に対する割合	
第1段階	現行 0.5 → 0.45	第1段階	0.45 → 0.3
第2段階		第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階		第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4

